

1 条例提案の背景

我が国の自殺者数は例年、3万人前後で推移している。政府は平成20年に自殺者数と交通事故死者数との比較調査結果をまとめたが、それによると、前者は後者の6倍にも上るとされている。また、同年の人口10万人当たりの自殺者数を本市に当てはめてみると、全国では24人、本市が21.1人でやや平均を下回っているといえる。しかし、その前年と比較すると全国が24.4人であるのに対し、本市は19.5人であり、本市の状況は全国と比べ増加傾向にあった。とはいえ以後は、本市も自殺率で見れば低下傾向にあるものの、自殺者数は例年、200～300人程度で推移していて、依然として、自ら命を絶つ人が後を絶たない。また、人口の違いもあるので単純に比較はできないものの、本市は平成22年のデータでは自殺者数が全国市町村においてワースト8位である。更に、自殺対策白書によれば、15～34歳の死因の1位は自殺であり、無論、本市も例外ではない。

その上、自殺は当事者周辺の5～10人程度には、心理的、社会的、経済的に深刻な影響を及ぼすといわれる。また、自殺の要因は個人的なものだけではなく社会的なものが複合的に重なっており、その対策も危機介入や困難状況への具体的支援だけでなく、安心して暮らせる社会構築まで一貫したものでなくてはならない。

それゆえ、本市においても、自殺を個人の問題ではなく、社会全体で取り組む問題として、据えていく必要がある。

自殺を考えている人は、そのような考えに至る以前に、変調をきたすなど何らかのサインを発していることが多いとされ、一人ひとりがこれに気付き対応できることの意義は大きい。

そうした状況を踏まえ、自殺を防止するためには、行政はもちろん、市民が他人ごとではなく、我がことの問題として捉え直していかねばならない。

そこで、議会が果たすべき責任は、行政が行う自殺対策への後押しをするだけでなく、市民が自殺への問題意識を醸成していくことにも寄与していくべきと思われる。

以上より、議会として、「市民とともに自殺に追い込まれない社会をつくる」という強いメッセージを発信していくことが肝要と考え、本条例案の提出を検討すべきとの考えに至った。

2 条例の目的

上記背景を踏まえ、自殺対策に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、地域の実情を踏まえた自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進し、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の遺族等に対する支援の充実を図るとともに市民の自殺への問題意識を醸成し、もって市民が互いに支えあい、健康で生きがいを持って暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

3 条例の概要

(1) 基本理念

自殺対策基本法に定める基本理念のほかに、自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるという認識に立ち、自殺対策を推進していく。

(2) 市の責務

ア 市は、基本理念にのっとり、関係機関等[※]と連携しつつ、自殺に関する現状を把握し、市の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施。

イ 市は、緊急的な対策を要するものについては、速やかに対応。

※ 関係機関等 … 国、神奈川県、周辺の地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の自殺対策に関係する者

(3) 事業主の責務

自殺対策基本法に定める事業主の責務のほかに、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持ち、メンタルヘルスや自殺に対する正しい理解を深めることに努める。

(4) 学校等教育機関の責務

学校等教育機関は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持ち、メンタルヘルス、いじめおよび自殺に対する正しい理解を深め、市、関係機関等、保護者等と連携しながら、児童、生徒等が心身ともに健康な生活を送れるよう、また教職員が心身ともに健康で職務に従事できるよう適切な措置に努める。

(5) 市民の責務

市民は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持ち、自殺に対する正しい理解を深め、一人ひとりが自殺対策の担い手になれるよう努める。

(6) 財政上の措置

市は、この条例の目的を達成するために、必要な財政上の措置その他の措置を講じる。

(7) 自殺総合対策基本計画の策定等

ア 市は、地域における自殺の実態を把握し、その実情に応じた自殺対策を総合的に推進するため、自殺総合対策基本計画を定め、次に掲げる基本的施策を実施。

(ア) 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供

(イ) 自殺の防止等に関する市民の理解の増進

- (ウ) 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
 - (エ) 心の健康保持に係る体制の整備
 - (オ) 医療提供体制の整備
 - (カ) 自殺発生回避のための体制の整備及び充実
 - (キ) 自殺未遂者に対する支援
 - (ク) 自殺者の親族等に対する支援
 - (ケ) 民間団体の活動に対する支援
- イ 市は、上記計画の策定にあたり、国の自殺総合大綱にならった形で、自殺対策の数値目標を示すものとする。

ウ 市は、上記計画の策定及び施策の実施にあたっては、次の事項に留意する。

- (ア) 地域の実情に配慮すること。
- (イ) 市内企業などの市民の経済活動に関わる機関、教育に関わる機関、精神保健に関わる機関等の連携を強化すること。
- (ウ) 弁護士、司法書士、薬剤師、理容師等業務の性質上、ゲートキーパー*としての役割が期待される職業について、メンタルヘルスや自殺予防に関する知識の普及に資する情報提供等、当該職業の団体に必要な支援を行うこと。
- (エ) 市民一人ひとりが、周りの人の異変に気付いた場合には身近なゲートキーパーとして適切に行動することができるよう、必要な基礎的知識の普及を図ること。

※ ゲートキーパー … 悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ、見守る人

(8) 計画の推進状況の評価と報告等

市は、計画の推進状況の適切な評価に努め、その評価と市における自殺の状況の概要を毎年、議会へ報告し、及び公表するものとする。

(9) 自殺対策を総合的かつ円滑に推進するための体制の整備

市は、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、関係する執行機関の事務部局が密接な連携と協力により自殺対策に取り組める体制を整備するよう努める。

4 条例施行予定日

未定

平成25年度 地域自殺対策緊急強化交付金配分額（積み増し）

全国 3,020,000千円

神奈川県 133,638千円

川崎市 10,100千円

東京都 160,145千円